

船舶事故調査報告書

平成26年11月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	ウェイクボーダー負傷
発生日時	平成25年7月21日（日） 11時41分ごろ
発生場所	長崎県 ^い 壱岐市 ^{つづ} 筒城 ^{きはま} 浜海水浴場沖 壱岐市所在の壱岐乙島灯台から真方位010° 1,800m付近 （概位 北緯33°45.4′ 東経129°47.5′）
事故調査の経過	平成25年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ^バ ^ジ ^ャ ^{（Ⅱ）} 250-36340長崎、個人所有 2.70m (Lr) × 1.11m × 0.46m、FRP ガソリン機関、55.9kW、平成8年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年7月13日 免許証交付日 平成22年7月12日 （平成27年7月12日まで有効） ウェイクボーダー 男性 36歳
死傷者等	重傷 1人（ウェイクボーダー）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、筒城浜海水浴場の水深約30cmの波打ち際において、ウェイクボーダー（以下「ボーダー」という。）の両足に貸し出したウェイクボードを装着させ、えい航の準備を行った。 船長は、ボーダーにえい航ロープのハンドルを渡し、少し沖に引き出した後、えい航ロープを本船の船尾の金具に掛け、後ろを見ながら、ボーダーを低速力でえい航し始めた直後、平成25年7月21日11時41分ごろボーダーが前方に転倒した。 船長は、ボーダーが転倒した所まで戻り、ボーダーから負傷したと聞いて本船から降り、うつ伏せ状態のボーダーを上向きにしてウェイクボードを外し、砂浜まで運び、ボーダーの家族が救急車の手配などの連絡を行った。

	<p>ボーダーは、救急車で病院に搬送され、右大腿骨骨幹部骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5～1m、潮汐 低潮時</p>
その他の事項	<p>船長は、水上オートバイの操縦経験が約16～17年あり、夏のシーズンには、ボーダーのえい航経験も同様にあった。</p> <p>船長は、ボーダーが転倒した付近の水深が船長の腰の高さくらいだと思った。</p> <p>貸し出したウェイクボードは、長さ約1.42m及び幅約43cmのFRP製であり、えい航ロープは、長さ約12mであった。</p> <p>ボーダーは、転倒したとき、膝を突いた衝撃を感じたので、水深が腰の高さより浅いと思った。</p> <p>ボーダーは、サーフパンツ及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>ボーダーは、十数年前、2～3回、ウェイクボードを行った経験があった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、筒城浜海水浴場において、ウェイクボードのえい航を波打ち際付近から開始した際、ウェイクボードを装着したボーダーが前方に転倒したことから、負傷したものと考えられる。</p> <p>ボーダーが転倒したとき、膝を突いた衝撃を感じたことから、その付近の水深は、腰の高さより浅かった可能性があると考えられる。</p> <p>ボーダーは、転倒して骨折したものと考えられるが、骨折した要因を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、筒城浜海水浴場において、ウェイクボードのえい航を波打ち際付近から開始した際、ウェイクボードを装着したボーダーが前方に転倒したため、発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、ボーダーをえい航し始める際は、十分な水深を確保すること。 ・船長は、ウェイクボードをえい航する際、ボーダーの状態を確認すること。

付図1 事故発生経過概略図

